

## 7月定例教育委員会 会議録

1、開催日時 平成28年7月28日（木）午後4時00分から午後5時40分

2、開催場所 市役所3階第一委員会室

### 3、出席委員の氏名

教育長 梶原 清

職務代理者 小林 重雄

委員 関口 稔夫、小林 孝次、川村 直廣、赤澤 敬子

### 委員以外で出席した職員

教育委員会教育次長、学校教育課長、学校教育課長補佐、生涯学習課長補佐、

### 4、教育長開会宣言

### 5、会期の決定

### 6、今回会議録署名委員

小林孝次委員、川村直廣委員が指名される。

### 7、前回の会議録の承認

職員が6月定例会会議録を朗読し承認される。

### 8、教育長報告

平成28年6月28日から平成28年7月27日までの教育長活動が報告された。

学校教育課長より、指定校変更2件、区域外就学変更2件、について資料に基づき説明を行い、申請事由が適正であることから承認・承諾を行うとともに、他市教育委員会との区域外就学の協議を行った事務処理について報告がなされた。

## 9、議 事

### 議第5号 都留市学校運営協議会規則の制定について

[説明] 学校教育課長

7月13日(水)、正式な協議会を設置するまでの準備会として、学校運営協議会設置推進委員会要項を承認いただいたが、それに基づき、7月19日(火)、教育長、教育長職務代理者の出席の下、委嘱状交付式及び第1回推進委員会議を開催した。これにより、指定に向けての準備を進めていくこととなるが、今回は、地方教育行政法に基づき、教育委員会規則により学校運営協議会について、必要な事項を定めるものである。その内容について、ご審議願いたい。

小林重雄委員

第5条の「協議会は、当該指定学校の運営に関する事項について、教育委員会又は校長に対して意見を述べることができる。」としているが、どの範囲まで意見を述べられるのか？教員の人事や任命権までを想定しているのか？

学校教育課長

教員の人事等に関することまでは、想定していない。第4条の所掌事項の中に入れることも可能ではあるが、ほとんどの場合、そこは除いている。

以上の発言あり。

梶原教育長が意見を求め協議したところ、原案のとおり承認された。

**【原案のとおり決定】**

## 議第6号 南都留各市町村教育委員会・警察パートナーシップ制度について（案）

### [説明] 学校教育課長

6月27日（月）に開催された、南都留市町村教育委員会連合会教育長部会の定例会において、富士吉田警察署及び大月警察署の両生活安全課長が出席し、各教育委員会と警察署とでパートナーシップ関係の協定書を結んでほしいとの依頼があった。説明を受け、それぞれの教育長から、概ね了解できるとの内容ではあったが、教育委員会として協定を結ぶことから、それぞれ持ち帰り、各教育委員会議に諮る中で、再度、正式に回答することとなった。本市教育委員会においても、この件を議題とし、協議願いたい旨の説明あり。

### 協議する中で、各委員からの意見

- 積極的なのは、警察の方なのか？警察が連携をとりたいということなのか？
- 富士河口湖町教育委員会協議書3にある、「学校と警察だけの情報のやり取りはしないこと。教育委員会と警察が行うか、あるいは教育委員会の提供情報等を経て行うものとするのがいい」とあるが、これは学校から教育委員会に報告をさせてからということか？
- 保護者や市PTA連合会などへの説明はしないのか？学校、警察、教育委員会の三者だけなのか？
- 富士河口湖町教育委員会協議書7「一方で特に中学校では生徒指導担当者を通じて頻繁に警察担当者と情報交換を行っている現状もある。その内容をすべて、連携責任者にあたる警察署長や課長が把握していない現状もある。このような従来の担当者レベルの情報交換についてはどのようにしていくかなども課題であろう。」は、大事であり、必要だと思う。
- 学校と警察との協定はあるのか？
- 都留市では、学校が直接警察と話しをして、教育委員会を通さずに行った事案が過去にあったか？
- 三者の連携を具体的に明かさないといけないと思う。
- 緊急を要する場合はどうなるのか？事後報告になるのか？
- 甲府市のガイドラインを見たい。

- この制度について、警察が「真に連携して」と書いてあるが、真の意味が良くわからない。連携するのはお互いに必要だと思うが、必要でないものまで情報提供してしまうと、冤罪になった時に子どもの人権を侵害してしまうのが一番怖いと思う。
- 最悪の事を想定して、それが守られるかどうかの判断が必要だと思う。
- 締結した後、警察が拡大解釈して運用されないことがないよう、権力の介入の自重を求めていくことが大事である。
- 富士河口湖町教育委員会協議書4「文書によるやり取りだけを想定しているが、その内容がデジタル化されることが多いと思われるので、第三者への提供の規定同様、保存の方法と期限、破棄の方法や確認など、厳密に行うよう規定すべきである。」は、すごく大事であり必要だと思う。
- このような制度を作り、何年後かに検証する仕組みはあるのか？あまり独り歩きしないで、どこかで歯止めをかけていかなければいけないと思う。

梶原教育長

警察署とのパートナーシップ制度による協定の締結については、次回8月の教育長部会において、富士河口湖町教育委員会から出された意見や、本日、各委員から出された意見、また、甲府市のガイドライン等を参考として、慎重に細部について調整していくので、教育長部会に一任させてもらうことでよろしいか。

全委員

了解。

以上のおおりの意見が出され、原案のおおりの承認することとなったが、協定書の詳細、運用については、教育長部会に一任することとなった。

**【原案のおおりの決定】**

## 10. その他

[説明] 教育次長

(1) 生涯学習課関係イベント等について

[説明] 学校教育課長

(1) 平成28年度山梨県一日教育委員会（教育懇談会）の開催について

(2) 都留市民生委員推薦会委員の推薦について

(3) 山梨県教育委員会の異動について

(4) その他

【 了 知 】

## 11. 教育長閉会宣言